

仕 様 書

1 件 名 保育所自家用電気工作物保安管理業務委託

2 目 的

本仕様書は設置する自家用電気工作物について、法令により適正かつ合理的な保安管理業務等を委託することを目的とする。

なお、本委託契約の履行細目は、別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規定に基づくものとする。

3 所在地及び設備の容量

対象施設の所在地及び設備の容量は、別表1「委託事業場一覧表」及び定期点検一覧のとおり。

4 保安業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、保安業務担当者について、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとし、その資格証等を提出する。
- (2) 保安業務担当者は、病気その他のやむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとし、その場合は資格証等を提出する。
- (3) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

5 連絡責任者

- (1) 委託者は自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受託者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法を受託者に通知するものとする。
- (2) 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (3) 委託者は、(1)及び(2)による通知の内容変更が生じた場合は、受託者に変更の内容を通知するものとする。
- (4) 委託者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。

6 協力と義務

- (1) 委託者は受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項または受託者と協議決定した事項について、速やかに必要な措置をとること。
- (2) 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

7 委託業務の内容

- (1) 受託者が実施する保安管理業務及びこれに伴い委託者が実施する業務は、(2)

及び(3)を除き次のアからサによるものとする。

- ア 委託者は、3に掲げる事業場について受託者の保安管理業務を実施する者(以下、「保安業務担当者」という。)と面接等を行い、その者が委託契約書に規定された保安業務担当者本人であることを確認すること。
- イ 受託者の保安業務担当者は、委託者の事業者における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、委託者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に規定された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- ウ 受託者は、3に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用、事故等に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、作成及び手続きの助言を行うこと。
- エ 契約の履行上、必要な所轄の地方経済産業局への申請、届出等の諸手続きについて、委託者の要請により、受託者が速やかに行うものとする。
- オ エの申請に係る承認が得られない場合、または契約期間内に受託者に起因して、承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できるものとする。
- カ 受託者は、3に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施行する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じとるべき措置について委託者に指示または助言すること。
- キ 受託者は、3に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、8に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じとるべき措置について委託者に指示または助言すること。
- ク 受託者は、3に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を委託者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について委託者に指示または助言すること。委託者はその記録を確認し、保安規定に定める期間保存すること。
- ケ 受託者は電気事故その他異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、委託者もしくは電力会社等より通知を受けたとき(絶縁監視装置の発報を含む)は、委託者に対し、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。また、事故等の原因を調査及び不具合箇所の特定をし、委託者に対し事故の再防止のためにとるべき措置について指導又は助言をするほか応急措置を講ずるとともに、必要に応じて「臨時点検」を行うこと。
 なお、電気関係者報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、委託者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。
- コ 受託者は電気事業法107条第3項に規定する立会いを行うこと。立会いについては、その都度、経済産業省 関東東北産業保安監督部の通知に基づき、ただちに保安業務従事者等を派遣して行うものとする。
- サ 電気事故等における対応及び体制
 - (ア) 電気管理技術者にあつては、委託者と常時連絡がとれる体制となっていること。
 - (イ) 電気保安法人にあつては、委託者と電気保安法人の事業所及び保安業務担

当者と常時連絡がとれる体制となっていること。

(ウ) 受託者は、連絡を受けてからおおむね 1 時間以内で当該事業場に到着できる体制となっていること。

(エ) 受託者は、台風等の被害が予想される場合には、迅速な対応ができる体制を確保すること。

シ 作業は、主に平日及び土曜日の 9 時 30 分から 16 時までの間とし、保育所の運営上支障が生じる時間帯(昼食や午睡時間帯等)を除く。なお、具体的な日時は事前協議のうえ決定する。

(2) 委託者は(1)の受託者に委託する保安管理業務のうち、次のアからウのいずれかに該当する電気工作物については、受託者と協議の上、点検、測定及び試験の全部または一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関して、受託者の監督の下に点検等を行い、受託者は、その記録の確認を行う。また、受託者は、委託者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受託者は当該電気工作物の保安について、委託者に指示又は助言できるものとする。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する自家用電気工作物

(ア) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

イ 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な次のアからオのいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

(ア) 立入に危険を伴う場所

(イ) 情報管理のため立入が制限される場所

(ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所

(エ) 機密管理のため立入が制限される場所

(オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

ウ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第 1 項によるほか委託者が確認するものとする。

8 点検の頻度及び点検項目

(1) 7(1)クに規定する受託者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について別表 2 に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規定によるものとする。

- ア 月次点検 毎月1回の頻度で、停電を伴わず、設備が運転中の状態で実施する。ただし、24時間監視装置を設置している場合は隔月とする。
- イ 年次点検 年1回の頻度で、月次点検に加え、原則として施設を停電させて点検、測定及び試験を実施する。また、年次点検に合わせ、受電設備の清掃を行う。実施日時は、保育業務に支障がないよう各保育所と事前に調整すること。
- ウ 臨時点検 電気事故、災害その他の異常が発生した場合又は発生するおそれがある場合など、必要に応じて実施する。

エ 太陽光発電設備

- (ア) 日吉保育所及び移転後の本町保育所の太陽光発電設備について、月次点検及び年次点検を実施する。月次点検は毎月1回とする。ただし、24時間監視装置を設置している場合は隔月とする。
 - (イ) 月次点検では、太陽光パネル、パワーコンディショナ、接続箱、盤、配線及び架台について、損傷、汚損、腐食、緩み、過熱、異常表示その他の異常の有無を外観により確認する。
 - (ウ) 年次点検は年1回とし、太陽光パネルの点検、絶縁抵抗測定、開放電圧の確認及び盤の接地抵抗測定を実施する。
 - (エ) 点検により異常又はその兆候を確認した場合は、速やかに委託者へ報告し、必要な措置について指示又は助言を行う。
- (2) 7(1)キに定める委託者の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について実施し、その頻度は毎週1回とする。
- (3) 受託者は、月次点検のほか、委託者に対し、日常巡視等において異常がなかったか否かの問診を行う。異常があった場合は、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項又は適合しないおそれがないか点検する。
- (4) 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報作動電流(設定の上限は50mAとする。)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、受託者は次のア及びイに掲げる処置を行うこと。
- ア 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - イ 警報発生時の受信記録を3年間保存する。
- (5) 月次点検又は年次点検において、変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認し、該当又はそのおそれがある場合は、直ちに委託者へ報告すること。

9 その他

- (1) 法令・条例等に合格した車両を使用すること。
- (2) 損害賠償保険、電気設備保証保険に加入していること。
- (3) 受託者の故意又は過失により委託者に対して損害を与えた場合は、受託者は損害

賠償の責任を負うものとする。ただし、受託者の責に帰することができない事由による場合はこの限りではない。

(4) 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託する場合は、包括施設管理業務共通仕様書の定めによるものとする。

(5) 本委託の履行に伴い、市より提出された情報、調査等で得た情報については、書面等(電子的方式、磁気的方式等、その他、人の知覚によっては認識することができない方式で、作られるもの。以下同じ)媒体の種類に関わらず、市の許可無く外部へ提供することを禁ずる。また当該情報については、市の指示する期間は漏えいのないよう適切に保管しその後は復元不可能な状態で処分すること。

(6) その他、本仕様書に記載されていないことで疑義が生じた場合は、全て市職員と協議のうえ施行するものとする。

(7) 受託者は、市が行う環境マネジメントシステムによる環境管理活動に協力し、環境に十分配慮すること。

(8) 受託者が実施し、報告した保安管理業務の結果の記録は、委託者、受託者双方において3年間保存するものとする。

10 特約条項

(1) 絶縁監視装置の設置

ア 受託者は、各事業場について原則として主任技術者制度の運用通達に適合する絶縁監視装置を設置・管理し、低圧使用設備全般について24時間監視すること。

イ 絶縁監視装置から警報が発せられた場合には速やかに対応できる体制になっていること。

ウ 絶縁監視装置の設置、保守、撤去は受託者の負担で行うこと。

(2) 書類(点検結果)等の提出

ア 契約後は速やかに電気管理技術者または保安業務担当者名簿を提出すること。

イ 委託者(事業場の連絡責任者)への報告
点検結果について、速やかに報告すること。

ウ 委託者(総括窓口)への報告

(ア) 年次点検の実施予定日を報告すること。(予定月の前月)

(イ) 点検報告書を提出すること。(毎月)

(ウ) 電気事故等の対応実績を報告すること。(毎月)

別表 1 委託事業場一覧表

No	事業所名	所在地	設備容量	受電電圧	備考
1	三本木保育所	府中市府中町 3 丁目 2 3 番地 1	2 0 0 k V A	6 , 6 0 0 V	2 4 時間監視装置あり
2	住吉保育所	府中市住吉町 2 丁目 3 0 番地の 4 7	3 0 0 k V A	6 , 6 0 0 V	2 4 時間監視装置あり
3	日吉保育所	府中市是政 1 丁目 1 0 番地の 1 4	2 5 0 k V A	6 , 6 0 0 V	太陽光発電設備 1 2 . 3 2 k W / 2 4 時間監視装置あり
4	本町保育所	府中市本町 3 丁目 1 9 番地 3			太陽光発電設備 / 2 4 時間監視装置あり

本町保育所は、R 8 年 1 2 月に移転予定。

受注者は業務の実施に当たり、移転後の本町保育所の設備容量、受電電圧その他設備内容等については、竣工図書その他関係資料により事前に確認の上、実施すること。

別表 2 定期的に行う点検の頻度及び点検項目

	対象設備	月次点検	年次点検
1	< 引込設備 > 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	< 外観点検 > 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無、 接地線等の保安装置の取付け状態 < 測定項目 > 電圧、負荷電流測定、 B 種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
2	< 受電設備 > 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷針、計器用変成器、母線等		
3	< 受・配電盤 >		
4	< 接地工事 > 接地線、保護管等		
5	< 構造物 > 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		
6	< 非常用予備発電装置 > 原動機、発電機、始動装置等	< 外観点検 > 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無、 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験、自動始動・停止試験、 運転中の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)の異常の有無
7	< 蓄電池設備 >	< 外観点検 > 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無、配線の取付け状態及び過熱の有無、 < 測定項目 > 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
8	< 負荷設備 > 配線、配線器具、低圧機器等	< 外観点検 > 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無、 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、
9	< 太陽光発電設備 > 太陽光パネル、パワーコンディショナ、接続箱、盤、配線、架台等	< 外観点検 > 損傷、汚損、腐食、緩み、過熱、異常表示その他の異常の有無及び運転状況	左記の外観点検項目に加え、 太陽光パネルの点検、絶縁抵抗測定、開放電圧の確認及び盤の接地抵抗測定

月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するもの

年次点検とは、主として、停電により設備を停止状態にして点検を実施するもの

臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するもの

<臨時点検について>

1 電圧受電盤（付属低圧盤を含む）の支持計器構成試験は、必要に応じて実施する。

2 高圧機器に内蔵する絶縁油の点検、絶縁油の絶縁耐力試験及び絶縁油酸化試験は、必要に応じて実施する。

3 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗試験及び絶縁耐力試験（高圧器材に限る）を必要に応じて実施する。

(1) 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

(2) 受電用遮断器（電力用ヒューズ）が遮断連動した場合は、遮断動作の原因となった電気器材

(3) その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気器材

4 高圧受配電設備については梅雨時、襲雷多発期、台風期及び降雪期には異常が発生する恐れがあるので、月次点検又は年次点検の際に特に留意した点検を行うこと。